知内町国土強靱化地域計画

令和８年３月

北海道　知内町

目　次

第１章　はじめに----------2
1.計画の策定趣旨----------2
2.計画の位置付け----------3
3.町の概況----------5

第２章　知内町の強靭化の基本的考え方----------9
1.知内町国土強靭化地域計画の目標----------9
2.本計画の対象とするリスク----------10

第３章　脆弱性評価----------11
1.脆弱性評価の考え方----------11
2.リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定----------11
3.評価の実施手順----------13
4.評価結果----------13

第４章　知内町の強靭化のための施策プログラムの策定等----------14
1.施策プログラム策定の考え方----------14
2.施策推進の目標となる設定----------14
3.施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）----------14
4.推進事業の設定----------14
知内町脆弱性評価及び施策プログラムの策定一覧----------15

第５章　計画の推進管理----------52
1.計画の推進期間等----------52
2.計画の推進方法----------52
3.推進体制----------53

第１章　はじめに

１．計画の策定趣旨

わが国では、2011年に発生した東日本大震災以来、毎年のように大規模災害により、多くの尊い人命が失われ、莫大な経済的・複合的被害を受けてきた。

こうした状況の中で、近年の大規模災害の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

このような状況を踏まえ、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年６月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されている。

基本計画の策定から５年が経過した2018年12月には、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後に発生した災害から得られた知見などを反映するため基本計画を見直すとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」が閣議決定された。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年３月に策定し、2020年には改訂するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。当町においても、日本海及び太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

この間、当町においても、東日本大震災や平成28年豪雨災害、平成30年胆振東部地震、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、「知内町地域防災計画」を見直し、多発する災害等に備え、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

このような中、当町においては、人口減少や高齢化に伴う地域防災力の低下や、激甚化する災害事象など、多様化する被災形態へ対応するため、地域全体で防災力の向上を図るとともに、将来の災害に備え、地域全体の防災・減災に資するため、国や道など関係機関と連携のもと、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「知内町国土強靱化地域計画」を策定するものである。

２．計画の位置付け

（１）国土強靭化基本計画及び北海道強靭化計画との調和

本計画は、基本法第13条に基づき、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、国土強靭化基本計画との調和を保ち策定するものである。また、北海道の計画が当町の被災形態を包括する計画であることを踏まえ、同計画との調和も保つものとする。

（２）他計画との関係

本計画は、国土強靭化の観点から、町における「地域防災計画」をはじめとする様々な分野での計画の指針となるものである。

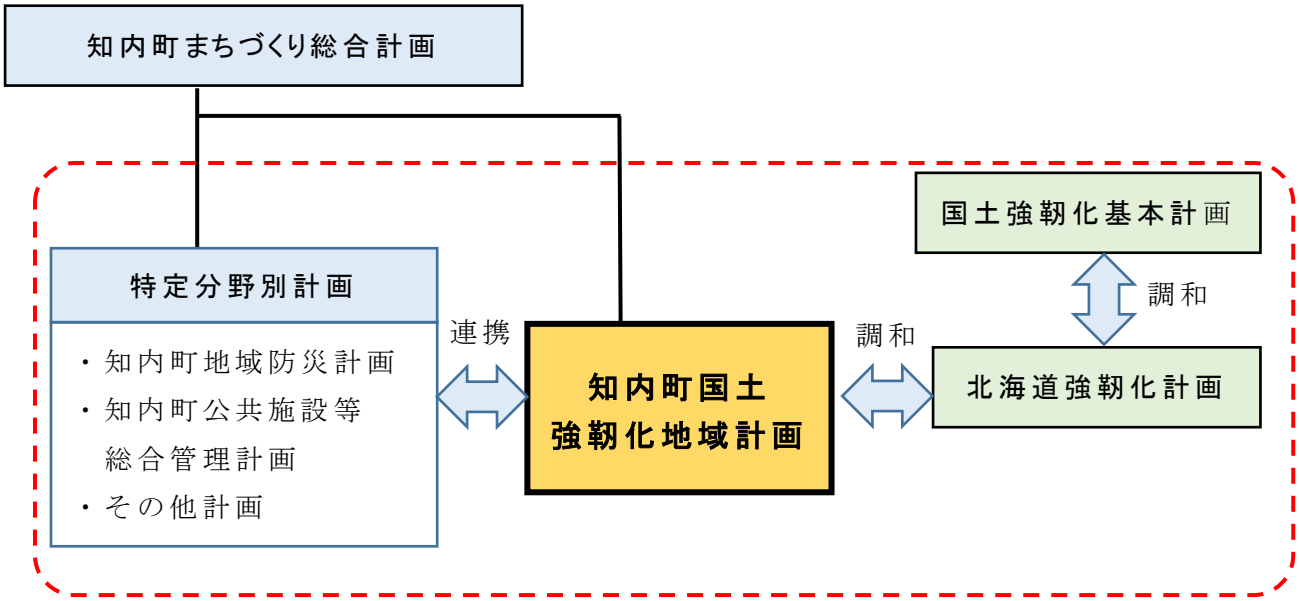

図１　知内町国土強靭化地域計画の位置づけ

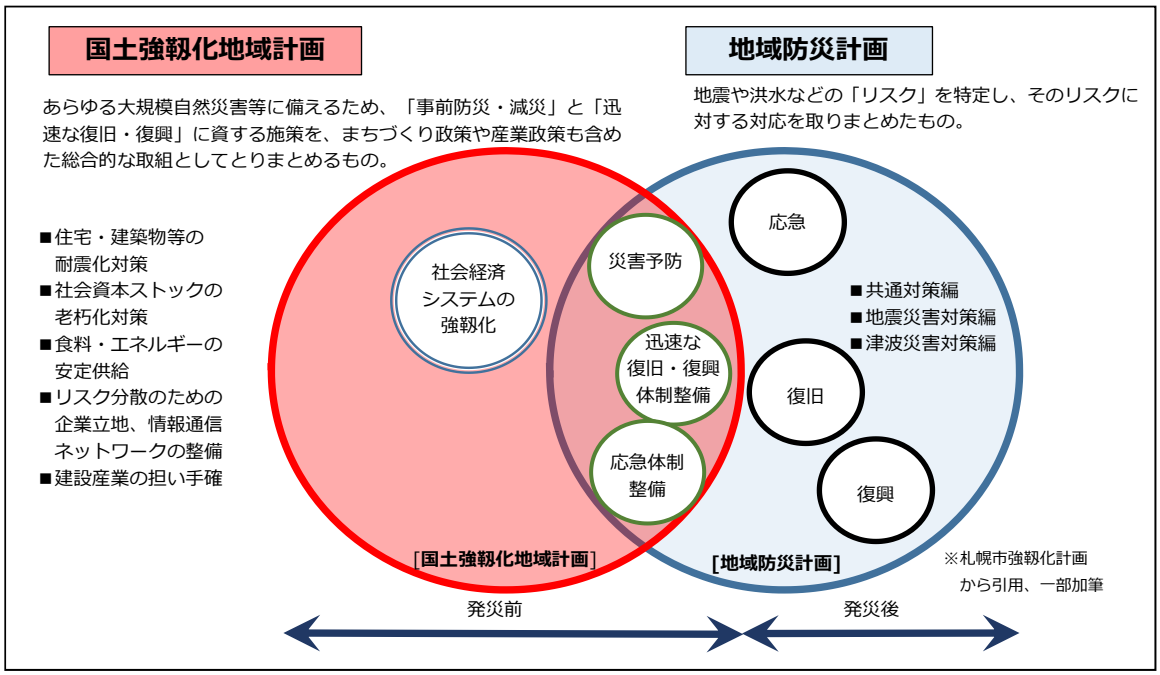

図２　国土強靭化地域計画と地域防災計画との関係性

（３）計画期間

本計画の期間は、第7次知内町まちづくり総合計画と整合性を図り、令和8年度から令和15年度までの8年間とする。

その後は、施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえるとともに、次期総合計画との整合性も図った上での見直しを行うものとする。

ただし、必要となる事象等が発生した場合には、随時、計画変更を行うものとする。

３．町の概況

（１）立地、自然など

知内町は北海道の南端、渡島半島の南西に位置し、東側は津軽海峡を隔てて青森県下北半島をのぞみ、木古内町、福島町、上ノ国町と境界を接している。

総面積は 196.75 ㎢で、全体の 80％以上が森林地帯で占められており、知内川が町の中央を西から東へ還流し、その他の多くの中小河川とともに津軽海峡に注いでいる。そして、知内川などの河川流域や海岸地域に平地が開け、肥沃な農地が広がっている。

海岸線は南北 21ｋｍに延び、北側の約３分の２は砂浜で、南側は岩礁地帯で変化に富んだ海岸景観をなし、松前矢越道立自然公園の一部を形成している。

交通体系は、函館市を基点に松前方面を結ぶ国道２２８号が町内を横断し、これを軸に、道道（２路線）や町道が町内を巡っている。1988（昭和 63 年）にはＪＲ津軽海峡線が開通し、1990（平成 2 年）には知内駅が開業したが、北海道新幹線の開業準備に伴い 2014（平成 26）年 3 月に廃止され信号所となっています。バス路線は国鉄松前線の廃止に伴う木古内～松前間の代替バスが運行されている(函館～小谷石間は 2023(令和 5 年)に系統廃止)。

なお、広域的な高速交通ネットワークの形成が進み、2016（平成 28）年 3 月 26 日には北海道新幹線が開業し、2022（令和 4 年）3 月 26 日には函館江差自動車道の木古内インターチェンジが供用開始となった。

（２）沿革

当地域には、今から 2 万年前、旧石器時代後期に住民が住み始めた。鎌倉時代には、1205（元久 2）年に甲斐の国伊原郡領主・荒木大学が砂金採りのために来道し、これ以来、知内川上流での砂金採取が盛んに行われるようになった。当地域は、道内では早くから和人が住みついた、最も古い歴史を持つ地域のひとつである。

宝永・寛政年間(1704～1801)には、知内雑木林の伐採事業や知内川の鮭漁が活発化した。また、天明年間（1781～1789）には牛が飼われたことが記録され、北海道酪農の発祥の地とされている。

「エゾ」から「北海道」と改められた 1869（明治 2）年には、知内は渡島国福島村の支村となった。その後、1881（明治 14）年には福井県からの小作人により洋式農耕が導入され、農業の基礎が築かれた。また、1889（明治 22）年にマグロ漁が行われたのをはじめ、イカ、イワシの好漁が続き多数の漁夫が入村し、漁業の活状にあわせ人口が増加してきた。同年には、福島村の所轄であった小谷石を合併し、2 級町村制による知内村が誕生した。

1919（大正 8 年）の知内～上磯間のバス運行の開始、1938（昭和 13）年の湯の里までの鉄道の開通などにより発展の基盤が整い、1967（昭和 42）年には町制を施行しており、2017（平成 29）年には町政施行 50 周年を迎えた。

（３）知内町における災害と被害発生状況

知内町の災害を一覧表で示した。

表１　知内町既往災害の概要（１）

発生年月日	種別	被害地区	被害状況等
１７４１年	噴火	町内不明	渡島大島噴火 ・山体崩壊での津波発生で松前から熊石被災 ・町内被災不明
明治４３年	大雨	詳細不明	・橋流失　頃内川の流れが変わる
大正元.９.２３	暴風雨 高波	中の川およびその他の海岸地域	・死者　11 名　・行方不明者　40 名 ・家屋流失(中の川)　12 戸 ・家屋浸水　200 戸
大正２.９.２７	大雨 (豪雨)	町内全域 (特に元町、渡島知内地区)	・道路冠水 ・知内橋流失 ・家屋浸水多数
大正４年	暴風雨	詳細不明	・河川氾濫　・田畑冠水
大正１４.８.３０	大雨	町内全域	・堤防決壊　・田畑冠水　500ha ・家屋浸水　90 戸　・橋梁流失
昭和４.６.１７	噴火	町内不明	駒ヶ岳噴火 町内被災不明
昭和４.８.２６	大雨	町内全域 (特に小谷石地区)	・家屋流失　・護岸決壊 ・橋梁流失　・田畑冠水
昭和１７.８.１６	大雨	町内全域	・新知内橋流失 ・家屋浸水多数 ・田畑冠水
昭和１７.１０.８	高波	涌元	・家屋流失　３戸　・家屋破損　３戸 ・橋梁流失　１カ所　・家屋浸水　55 戸 ・田畑冠水　10ha
昭和２９.９.２６ (洞爺丸台風)	暴風雨	町内全域	・家屋全壊（住家 55 戸、畜舎 12 戸、非住家 92 戸） ・家屋半壊（住家 59 戸、畜舎 28 戸、非住家 73 戸） ・漁船破損消失　19 隻
昭和３７.８.４	大雨	町内全域	・床上(下) 浸水　143 戸
昭和３８.７.２４	大雨	詳細不明	・重内頭首工が水害で破壊
昭和３９.１１.１３	大雨	町内全域	・床上(下) 浸水　136 戸
昭和４０.１.９	暴風雨 高波	町内全域 (特に涌元、小谷石地区)	・重軽傷者　２名 ・家屋全半壊 40 戸　・床上(下) 浸水 130 戸 ・田冠水　30a
昭和４３.５.１６ (北海道十勝沖地震)	地震 (震度 4)	町内全域	・住宅破損　２戸 ・商店商品落下被害多数 ・田被害　3a
昭和４５.８.１６	暴風	町内全域	・軽傷者　３名 ・住宅全半壊　79 戸　・非住宅破損 116 戸 ・ビニールハウス倒壊　・農業被害 424a
昭和４８.９.２４ (小谷石災害)	大雨	小谷石	・死者　４名　・行方不明者　４名 ・住宅全壊(流失) 96 戸　・住宅半壊 24 戸 ・床上(下) 浸水 178 戸　・田畑冠水　73a ・漁船流失(破損)　52 隻
昭和５８.５.２６ (日本海中部沖地震)	地震 (震度 4)	町内全域	・住宅破損　32 戸 ・非住宅破壊 ７戸 ・田被害　238a
昭和５８.４.１２	豪雪	詳細不明	・豪雪による融雪遅延により、営農支障

表１　知内町既往災害の概要（２）

発生年月日	種別	被害地区	被害状況等
平成２．１０．２４	高波	はまなす 小谷石 涌元 漁家団地	・床上(下) 浸水　61 戸 ・漁船破損　1 隻　・海岸浸食　6 カ所 ・道路冠水
平成２．１２．１	暴風 高波	中の川 森越 重内	・床上(下) 浸水　2 戸　・住宅破損　2 戸 ・非住宅全半壊　2 戸 ・漁船沈没(破損)　2 隻 ・ビニールハウス破損　33 棟
平成３．２．１７	暴風雪 高波	はまなす 小谷石 涌元 漁家団地	・漁家団地敷地土砂流出 ・水産種苗死滅(ウニ 30 万個) ・床上(下)浸水　・道路冠水
平成５．７．１２ (北海道南西沖地震)	地震 (震度 5)	町内全域	・負傷者　2 名 ・住宅破壊　2 戸 ・道路陥没　4 カ所 ・橋脚破損　4 カ所　(新知内橋で通行止め) ・涌元漁港岸壁小破 ・校舎破損 知内高等学校(体育館結合部分亀裂) 知内中学校(内壁破損) 中の川小学校(体育館結合部分亀裂)
平成６．９．２５	大雨	中の川 森越 尾刺	・田冠水　100a ・床上(下)浸水
平成６．１２，２８ (三陸はるか沖地震)	地震 (震度 4)	町内全域	
平成１１．３．６	暴風	不明	・ビニールハウス破損
平成１５．９．１２	台風	小谷石	・小谷石漁港プレジャーボート沈没
平成１６．８．２０	台風	不明	・知内川増水
平成１６．９．８	台風	不明	風台風により ・ビニールハウス半数近く破損 ・電柱倒壊あり
平成２２．１２.22～24	暴風雪 波浪	不明	・農業関連、土木施設被災
平成２３．３．１１ (東日本大震災)	地震 (震度 4)	町内全域	
平成２３．８．２４	大雨	町内全域	1 時間雨量 28.5mm と過去最大
平成２４．２	大雪	不明	・大雪と厳寒によりニラ営農支障
平成２６．４.26～28	森林火災	湯ノ里	自衛隊に災害派遣要請し、空中消火活動 ・焼損面積　26.6ha
平成２８．１．１８	暴風雪 高波	町内全域	・ビニールハウス破損
平成２８．８．３１	台風	町内全域	・ビニールハウス破損　180 棟 ・建物破損　・倒木
平成２９．９．１８	台風	町内全域	・住宅破損　1 戸　・非住宅半壊　2 戸
平成３０．９．５	台風	町内全域	・非住宅一部破損　1 戸
平成３０．９．６ (北海道胆振東部地震)	地震 (震度 3)	町内全域	・全道停電（ブラックアウト） ・知内火力発電所　停止
令和元．９．２３	強風 大雨 波浪	涌元地区	・道道 531 号　土砂流出
令和元．１０．８	強風 波浪	町内	・水産業被害　1 件

表１　知内町既往災害の概要（３）

発生年月日	種別	被害地区	被害状況等
令和２．２．１６	強風 雪害 波浪	町内	・農業被害　１件 ・停電 770 戸
令和３．１１．２	大雨 強風 雷	中ノ川	・床上浸水　２棟 ・床下浸水　１棟 ・河川氾濫（中の川、サンナス川） ・高齢者等避難 ・避難指示 418 世帯 1071 名
令和４．８．８	大雨	中ノ川	・床上浸水　１棟 ・床下浸水　２棟 ・非住宅被害　１棟 ・河川被害　１か所
令和４．８．１１	大雨 洪水	小谷石	・道道 531 号　土砂流出で通行止め
令和４．８．１６	大雨 洪水 土砂災害	町内	・被害なし
令和５．１１．１７	洪水 土砂災害	町内	・サンナス川及び股瀬川増水
令和５．１１．２４	暴風雪	町内	・被害なし
令和５．１２．７	暴風	町内	・被害なし
令和６．１．１	津波	町内	・能登半島地震に伴う津波注意報 ・被害なし
令和６．１．２１	大雪	町内	・電話線断線　１件 ・電線断線　１件
令和６．１．２３	暴風雪	町内	・被害なし
令和６．３．１	暴風雪	町内	・被害なし
令和６．８．２７	洪水	町内	・サンナス川増水
令和７．２．４	暴風雪 波浪	町内	・被害なし
令和７．２．１７	暴風雪	町内	・被害なし
令和７．４．５	地震	町内	・震度４　被害なし
令和７．７．３０	津波	町内	・避難所を開設　３件 ・避難者数　約 250 人弱
令和７．８．１９	大雨 土砂災害	中ノ川	・被害なし
令和７．８．２７	洪水 大雨	町内	・道道 531 号一時通行止め
令和７．９．１３	洪水	町内	・被害なし
令和７．１２．８	地震 津波	町内	・青森県東方沖地震に伴う津波注意報 ・自主避難所を開設 ・自主避難者数　訳 30 人
令和８．４．２０	地震 津波	町内	・三陸沖地震に伴う津波注意報

第２章　知内町の強靭化の基本的考え方

１　知内町国土強靭化地域計画の目標

知内町の強靭化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、当町の重要な社会経済機能を維持することに加え、当町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靭化に積極的に貢献していくことにある。

また、当町の強靭化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組みである。こうしたことからも、人口減少対策や地域活性化など当町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、当町の持続的成長につながるものでなければならない。

当町の強靭化を進めるにあたっては、国土強靭化基本計画に掲げる「人命の保護が最大限図られること」「行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧・復興」という４つの基本目標を踏まえる。そして、北海道強靭化計画における「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する」「北海道の持続的成長を促進する」という３つの基本目標も踏まえ、次の３項目を「知内町国土強靭化地域計画」における基本目標と定めた。これにより、第７次知内町まちづくり総合計画のテーマである「かがやきは、ここから。～「つながる力、ひろがる未来」～」の実現に向け、関連施策を推進するものである。

国土強靭化基本計画の目標	（１）人命の保護
	（２）国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
	（３）国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
	（４）迅速な復旧復興

北海道強靭化計画の目標	（１）大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
	（２）北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する
	（３）北海道の持続的成長を促進する

知内町国土強靭化地域計画の目標	（１）大規模自然災害や事故から町民の生命・財産と本町の安心安全を守る
	（２）本町の本州との連絡口にある強みを活かし、国・道全体の強靭化に貢献する
	（３）本町の持続的成長を促進する

図３　知内町国土強靭化地域計画の目標

２　本計画の対象とするリスク

知内町の強靭化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定される。「北海道強靭化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害も対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害と大規模事故を対象とする。

また、対象リスクの範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生 命・財産と知内町の安心・安全を守る」という観点から、知内町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靭化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、知内町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に掲示する。

（１） 知内町における主な自然災害リスク

①地震・津波

○日本海沖における海溝型地震

・後志沖地震、石狩地震、留萌沖地震、南西沖地震、日本海中部地震

○太平洋沖における海溝型地震

・胆振東部地震、日高中部地震、十勝沖・釧路沖地震、北海道東部地震、根室沖・釧路沖地震、釧路北部地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

②豪雪・暴風雪

大雪・ホワイトアウトによる交通途絶

③台風・大雨・暴風雨・高波

河川決壊・山地地滑り・道路破損・林道破損

（２）知内町外における主な自然災害リスク

①首都直下地震

○発生確率 ･･･ M7.3 程度、30 年以内に 70%

②南海トラフ地震

○発生確率 ･･･ Ｍ８～９以上、30 年以内に 70～80%

（３）大規模事故

鉄道トンネル事故、大規模停電、油流出事故、山火事

第３章　脆弱性評価

１　脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第９条第５項）、国の基本計画や北海道強靭化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

当町としても、本計画に掲げる知内町の強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】

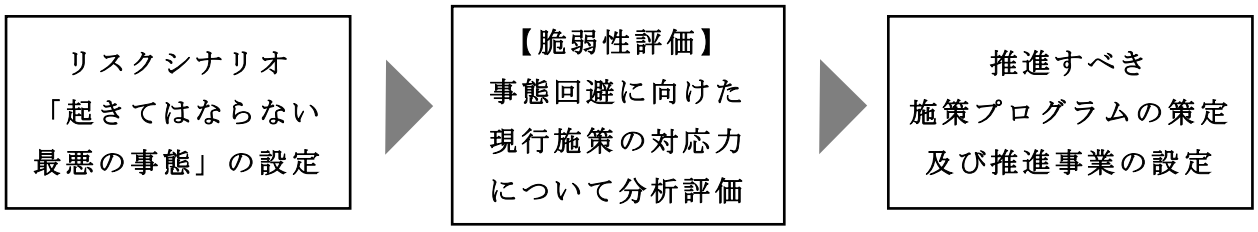

図４　脆弱性評価を通じた施策検討の流れ

【脆弱性評価において想定するリスク】

○過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、知内町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施。

○また、国土強靭化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた当町の対応力についても、併せて評価。

２　リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靭化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など町の地域特性等や、過去の災害事例、知内町の安心安全にとって重要なライフラインなどへの影響等も勘案し、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つの分野で２６のカテゴリーに区分し、「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

表２　知内町が想定するリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2	火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-8	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
	2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-5	観光客等の帰宅困難者の発生
3 行政機能の確保	3-1	町内外における行政機能の大幅な低下
4 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2	食料の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4	町外道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	5-2	町内外及び道内外における物流機能等の大幅な低下
	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
6 二次災害の抑制	6-1	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	6-2	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
7 迅速な復旧･復興等	7-1	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊
	7-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

３　評価の実施手順

前項で定めた「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ)」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、評価を行った。評価に当たっては、施策の進捗度を把握するため、毎年度、現状の情報を収集し、評価するものとする。

４　評価結果

脆弱性評価の結果は、４章に記載する施策プログラムとともに４章に記載した。

第４章　知内町の強靭化のための施策プログラムの策定等

１　施策プログラム策定の考え方

第３章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、町における強靭化施策の取組方針を示す「知内町の強靭化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、当町のみならず国、道、町、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ)」ごとに取りまとめた。

２　施策推進の指標となる目標の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を把握するため、可能な限り指標となる目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。なお、本計画に係る推進事業に対する指標は、第６次知内町まちづくり総合計画等の既存計画に掲げる指標を活用する。

３　施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

知内町で掲げる「災害に対する意識向上」、「防災・減災に向けた取組みの促進」、「災害の未然防止」の実現を図るとともに、知内町の強靭化を北海道・国の強靭化へとつなげるため、「北海道強靭化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

４　推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、知内町が主体となって実施する事業を設定し、整理する。また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

なお、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムは、次の知内町の強靭化のための施策プログラムの策定一覧のとおり策定する。

知内町脆弱性評価及び施策プログラムの策定一覧

1 人命の保護

1-1　地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（１）住宅・建築物等の耐震化に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

○学校施設、医療施設、社会福祉施設、体育施設など不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策安全対策など、耐震化を一層促進する必要がある。

○観光施設や文化財（建築物）について、地震による喪失を防ぎ、近年急増する外国人を含む観光客等に対する安全を確保するため、耐震化を進める必要がある。

【施策プログラム】

○公営住宅の整備－知内町公営住宅等長寿命化計画に基づいた適正な維持管理の実行

◆「知内町公営住宅長寿命化計画一改修計画一覧」を計画どおり実施します。

○住宅・住環境の向上

①地域材の活用と地域に根ざした住まいづくりの推進

◆民間住宅建設での地域材の活用普及を目的に、公共施設の建設では地域の木材加工事業者と連携して、地域材を活用した施設づくりを推進します。

②低炭素住宅の推進と住環境の整備・向上

◆二酸化炭素削減のため、省エネ住宅の建設促進の啓発活動を実施します。

○空き家対策（景観の維持・保全）－管理が不適切な空家等の対策

◆「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく対策計画を策定し、適切な措置及び「知内町内空家等の適切な管理に関する条例」を講じます。

○居住環境整備

①お試し暮らし住宅事業の拡充

◆小谷石お試し暮らし住宅を PR し、町への移住を促進します。

②二地域居住の推進

◆お試し暮らし住宅や空家を活用して季節的に町に暮らしてもらう二地域居住の受入れを推進します。

③しりうち地域産業担い手センターの活用

◆しりうち地域産業担い手センターを活用して地域産業の担い手の確保を図ります。

（２）建築物等の老朽化対策に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○公共建築物は、昭和４０年代から昭和６０年代に建設した施設が多く、老朽化が進行していることから、公共施設長寿命化計画に基づき予防保全や計画的な維持管理が必要である。

○公営住宅等については、計画的な建替・改善等が必要である。

【施策プログラム】

○既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、適切な管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

（３）避難場所等の指定・整備に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○避難場所については、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定を、ハザードマップ等を活用して広く周知する必要がある。

○鉄道利用者や観光交流人口も含め、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性についての見直しを行う必要がある。

○高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定について促進する必要がある。

○災害時の避難場所となる公共建築物等や公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

○災害に対する意識づくりや具体的な災害を想定した避難訓練の実施が必要である。

○避難所運営訓練の実施や町内会との連携など、避難所運営体制と避難所に必要な設備の整備が必要である。　（避難所運営マニュアル）

【施策プログラム】

○災害基本法に基づいて指定される指定緊急避難所や指定避難所について、安全性、管理状況など、その適切性について必要に応じ見直しを行います。

○安全性の確保と利用率の向上に向け、既存公園施設・設備の適正な管理に努めます。

○社会福祉協議会をはじめ、ボランティアの活動支援や見守り支援の整備及び災害時要配慮者対策に努めます。また、社会福祉施設の大規模改修・整備等により、利用者の福祉の向上を図ります。

（４）緊急輸送道路等の整備に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道、他の市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。

○拠点都市である函館市等との広域的な地域の連携を強化するため､地域高規格道路(松

前半島道路：木古内～松前）の整備促進を図る必要がある。

○拠点都市である函館市方面への幹線道路は現状では海岸沿いを通る国道のみであり、津波被災時には緊急輸送道路として機能しなくなる可能性がある。森越から木古内の区間について、バックアップとなる幹線道路の整備を図る必要がある。

【施策プログラム】

○安全な通行を確保するための国道、道道整備に向けた要請活動

○国道、道道の適切な維持管理を要請

【指標(現状値)】

・多数の者が利用する建築物の耐震化率（学校、医療施設、福祉施設）

・空き家活用

・地域防災計画に基づく自主防災組織の維持

・地域高規格道路（松前半島道路）早期実現に向けた要請活動

・普通救急救命講習の年間受講者数の増加

1-2　火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

（１）警戒避難体制の整備に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○土砂災害警戒区域の指定状況は、町内全て指定済み。警戒区域については、洪水ハザードマップ等を活用して周知を図り、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

【施策プログラム】

○地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し、自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化など、防災・減災意識の高揚を図ります。

○災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災情報配信システム設備の適正な管理を図ります。

（２）砂防設備等の整備に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○北海道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めている。引き続き北海道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請する必要がある。

○建設後相当の年月が経過した砂防施設（北海道管理）については、老朽化等により、今後、砂防施設（北海道管理）の修繕や改築費用の増加が見込まれるため、長寿命化計画に基づいて計画的に修繕・改築を行い、施設機能を確保していく必要がある。

○適切な森林の施業による保全対策をする必要がある。

○山地災害危険地区を対象に治山ダムなどの治山施設整備と森林の維持造成を進めてい

るが、進捗途上にあり、一層の推進が求められるとともに、今後、既存の砂防・治山施設の老朽化が進むことから、施設の長寿命化の取組を進めるほか、適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある。

○山地災害危険地区等の周辺森林において、地域の特性に応じた樹種を植栽するとともに、適切な間伐等により根系の発達を促し、災害に強い森林づくりを進める必要がある。（上雷地区、頃内川など想定）

【施策プログラム】

○土砂災害防止対策

砂防事業の促進

◆山栗川・外記川・股瀬川の下流に住む地域住民の生命・財産等を守るため、早期の対策完了に向けた要望活動を実施します。

○治山事業の推進

◆復旧治山・予防治山事業の促進に努めます。

◆小谷石地区の対策工事の早期の対策完了に向け要望活動を実施します。

【指標(現状値)】

・砂防事業による土石流対策の促進

・治山の未整備箇所の解消

1-3　大規模津波等による多数の死傷者の発生

（１）津波避難体制の整備

【脆弱性の評価】

○今後新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ、避難体制の再整備が求められる。

○津波発生時の避難対策に不可欠な津波避難計画を策定する必要があるとともに､今後、津波浸水想定の見直しに応じ、ハザードマップや避難計画を改訂する必要がある。

○防災（避難）訓練等の実施による、防災意識の啓発が必要である。

○避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については、新しい想定に基づき変更が必要である。

【施策プログラム】

○津波避難施設の検討整備

○洪水ハザードマップの見直し

○津波ハザードマップの見直し

○町や関係機関、各町内会、自主防災組織などが防災訓練等を通じて防災力の強化を図る。

○多様な媒体での情報発信により町民の安心・安全の確保を図る。

（２）海岸保全施設等の整備

【脆弱性の評価】

○道において､渡島南沿岸海岸保全基本計画に則り海岸保全施設の整備を進めているが、低気圧や台風の大型化に伴い波浪による越波被害や浸水被害が発生し、地域住民の安全安心な生活を脅かしていることから、今後、施設整備の一層の促進が求められる。

○今後､施設の耐震化対策などを含めて､施設整備の一層の促進を要望する必要がある。

○海岸保全施設は、高度経済成長期に集中的に整備され、建設後相当の年月を経過した施設が多く、今後さらに増加する傾向にあることから、劣化や損傷の状態に応じて、適切な時期に修繕を行うなど、ライフサイクルコストの縮減に努めながら老朽化した施設の機能を回復させる必要がある。

【施策プログラム】

○海岸保全事業の促進

◆中の川地区及び小谷石地区等の危険個所での早期の対策に向けた要望活動を推進します。

1-4　突発的又は（異常気象等による）広域かつ長期的な市街地等の浸水

（１）洪水・内水ハザードマップの作成に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○洪水ハザードマップや防災ノートのタイムラインを用いて、氾濫対象地区については積極的な防災訓練等の実施が必要である。

【施策プログラム】

○災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。

○ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向けた自主的活動を支援します。

（２）河川改修等の治水対策に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○二級河川については、北海道に河川整備及び維持管理の要望、町管理河川の適切な維持管理が必要である。

○樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設については、これまでに策定した長寿命化計画等に基づき、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、施設設置後の計画年数により老朽施設が急増している状況にあることから、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められる。

○ゲリラ豪雨などの大雨による浸水被害を抑制するため、関係機関に対し継続的な要望

が必要である。

【施策プログラム】

○河川整備事業の促進

◆北海道管理河川での立木の繁茂、砂州発生、施設老朽化等の問題の解消に向け、自然環境に配慮した整備対策を要望します。

◆町管理河川においても堆積土砂・立木の繁茂等の問題解消に努めます。

◆中の川の浸水被害の早期の解消に向け工事の促進を要望します。

◆森越川河口閉塞対策工事の促進を要望します。

◆河川管理施設の老朽化、河道内の土砂埋塞に対し計画的に対処します。

【指標(現状値)】

・住民自主的活動

・全町的な防災訓練の実施

1-5　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（１）暴風雪時における道路管理体制

【脆弱性の評価】

○通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

○冬期間における道路環境の維持、堆雪スペースの確保が必要である。

○国道・道道の通行規制時などは、迅速な情報伝達に取り組むなど、関係機関との連絡体制を強化する必要がある。

【施策プログラム】

○暴風雪による特殊通行規制について住民への事前周知措置を実施するほか、優先確保ル―トの設定・運用の試行を実施し、暴風雪時における道路管理体制の強化を図ります。

（２）除雪体制の確保

【脆弱性の評価】

○各道路管理者（国、道、町）において、管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者間で情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

○高齢者宅等の除排雪支援体制の充実を図る必要がある。

【施策プログラム】

○各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化します。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化します。

【指標(現状値)】

・町道の除雪路線の維持
・除雪堆積箇所の維持

1-6　積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

（１）積雪寒冷を想定した避難所等の対策

【脆弱性の評価】

○積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備など、避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

○断熱材や内窓の追加、風除室を備えた北海道の積雪寒冷に対応した北海道仕様の応急仮設住宅について引き続き検討を進める必要がある。

【施策プログラム】

○災害発生時の物流機能の停止を想定し、公的備蓄のほか、家庭内備蓄や自主防災組織等による地域内備蓄の取り組みを推進します。また、災害備蓄計画の見直しを行うとともに、個人や地域では賄いきれない資機材についても計画的に整備し、避難所の資機材や避難生活に必要な備蓄の配備充実を図ります。

○既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、適切な管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

【指標(現状値)】

・道の駅等での国道利用者の緊急避難所としての機能の整備
・公共施設総合管理計画に基づき町内会館等の計画的な整備
・防災備蓄計画に基づく防災備蓄品等の適正配備

1-7　列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態

（１）鉄道における防災性の向上

【脆弱性の評価】

○災害時に、鉄道等の交通機関の停止に伴い多数の帰宅困難者が発生した場合、

一時的退避に係る案内や安全な場所への避難誘導等、利用者の保護を支援するため、近隣の公共施設等の整備を図る必要がある。（道の駅等の強靱化想定）

○新幹線等の迅速かつ適切な災害復旧による輸送の確保を図るため、応急復旧に要する資器材の確保等についてあらかじめ定めておく。

○交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。

○震災による鉄道施設の被害を未然に防ぐため、主要な鉄道駅や高架橋・トンネル等の鉄道施設の耐震化を進める。また、大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取組を推進する。

【施策プログラム】

・道の駅または湯の里地区での緊急ヘリポート整備

1-8　情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

（１）関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化

【脆弱性の評価】

○被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。

○被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、衛星携帯電話などの整備を促進する必要がある。

○防災気象情報や避難情報などの災害情報について、Ｌアラート及び北海道防災情報システムの運用により、道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ迅速な情報伝達を可能とする環境整備の必要がある。

○今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

○大規模災害時を想定した防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

○災害時の行政間の通信回線を確保するため、本町と道（本庁）と道出先機関を結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新と停電時を想定した対策が必要である。

○携帯基地局などの情報通信設備の強靱化が必要である（耐震や津波等による浸水への対応）（民間）

○光ケーブル等の強靱化が必要である。

【施策プログラム】

○防災体制の充実－国民保護法に基づく住民の安全確保

◆知内町国民保護計画に基づき、関係機関と連携し、住民の安全確保に努めます。

（２）地域防災活動の推進

【脆弱性の評価】

○地域防災力の向上に向け、「北海道地域防災マスター制度」などの活用により自主防災組織の活動促進等を図る必要がある。

【施策プログラム】

○自然災害による被害の防止・縮小、強靭な地域づくりのため、建築物等の耐震化促進等の事前防災に努めるとともに、地域防災計画の見直しを行い、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。

（３）住民等への情報伝達体制の強化

【脆弱性の評価】

○国のガイドラインが改正されたことから、北海道の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」見直し等を考慮し、本町における避難勧告等の発令基準の改定を促す必要がある。

○災害時の迅速で適切な行動ができるよう防災行動継続計画（タイムライン）の作成が必要である。

○災害時における住民の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。

○住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線などの設備の整備更新を促進するとともに、放送通信施設や中継局の移転整備支援など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。

○災害時の円滑な交通確保のため、車両に交通情報を提供するための設備（光ビーコン、交通情報板）や停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備が進められており、主要幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路等において、老朽設備の更新の計画的な推進と、災害時等に正常に稼働するよう保守点検の確実な実施について要望する必要がある。

【施策プログラム】

○地域の情報化－高度情報化への対応

◆町内の光ファイバー網の効率的な維持管理に努めます。

○情報化社会への対応

①情報化教育の推進

◆高度情報化社会に対応した教育機会の充実に努めます。

②IT 活用による買い物等支援対策の推進

◆第３期知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略と連動し、ICT や IOT など先進技術等の活用により生活利便性の向上を図ります。

○防災行政情報の配信－防災通信施設の有効活用

◆令和 3 年度に整備した防災情報配信システムの有効活用を図ります。

○よりよい学びを支える環境整備－ 学校教育環境の整備充実

◆ICT の活用を推進します。

◆学校間の連携・接続を推進します。

〇広報・広聴活動の充実

① 広報活動の充実

◆地域の魅力・話題や行政の情報提供のため、町のホームページや各種 SNS を有効的に活用します。

②インターネット、SNS 等の活用による各種行政情報発信体制の充実

◆専任職員の配置

〇情報提供体制の整備

①インターネット等の IT の活用

◆住宅情報や町の各種サービス等を総合的に提供するためのサイトを構築するとともに、各種のメディアを利用して町の PR を推進します。

②移住相談窓口を一本化した相談体制の整備

◆移住者が安心して暮らせるよう、仕事や子育て、地域コミュニティとの関わり等、あらゆる相談に応えられる体制を構築します。

◆移住者の地域との交流や各種の体験活動への参加を支援します。

（４）外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策に係る推進事業

【脆弱性の評価】

〇災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語標記による海外からの観光客への情報伝達体制の構築と市町村や関係機関と連携した受入体制の整備をする必要がある。

〇公共施設への福祉的配慮の体制づくりが必要である。

〇災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

【施策プログラム】

〇観光の振興

①観光の推進体制の整備

◆新幹線などの高速交通体系の整備を踏まえ知内の特性を生かした観光振興計画を推進します。

②既存観光施設の活用

◆こもれび温泉をはじめ既存観光施設の積極的活用を推進します。

◆矢越山荘の活用による観光入込増を推進します。

〇国際化対応の推進

①国際交流の推進

◆町民が自主的に行う国際交流活動を支援します。

②国際化対応の推進

◆観光パンフレット等の多言語化を検討します。

○よりよい学びを支える環境整備－英語教育の充実

◆小学校での外国語活動、中学校・高等学校での外国語教育の充実を図ります。

◆教職員の資質・能力の向上に努めます。

（５）冬季も含めた帰宅困難者対策

【脆弱性の評価】

○積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

○道の駅などの避難所や防災拠点となる公共施設等には、発電機の設置や暖房機器、食料備蓄等を行う必要がある。

○災害時において､鉄道等の交通機関の停止に伴い多数の帰宅困難者が発生した場合は、駅での一時的退避に係る案内、安全な場所への避難誘導等、利用者の保護に努める。

【施策プログラム】

○公共施設や各町内会館等に一時的に避難できる体制づくりを構築します。

○災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一次避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進します。

（６）地域防災活動、防災教育の推進に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○地域防災力の向上に向け、自主防災組織（町内会）の活動促進等を図る必要がある。

○地域の実情を踏まえた体制づくりが必要である

○地域における防災体制の強化を図るため、消防団員の確保と実践的な訓練が必要である。

○学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【施策プログラム】

○地域防災力の強化に向けて､町や関係機関､町内会､自主防災組織などが連携を図り、防災訓練などを行います。

【指標(現状値)】

・防災情報配信システムの計画的な更新

・消防団員数の確保

・子育て世代の集いの場
・保育サポート登録制度
・認定こども園開設
・多世代交流型コミュニティ施設
・住民自主的活動支援

2　救助・救急活動等の迅速な実施

2-1　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止（道内／道外）

（１）支援物資の供給等に係る連携体制の整備

【脆弱性の評価】

〇地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援活動を効率的に行えるようにする必要がある。

〇関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。

〇大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

〇災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、支援物資の経費負担や調達方法を事前に確認するとともに、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。

〇災害時における石油類燃料の供給等に関する協定等の応援体制など、関係団体との連携体制を確保する必要がある。

【施策プログラム】

〇防災体制の充実

①防災対策の推進

◆自然災害及び火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、施設・設備の改善に努めます。

◆災害危険個所の迅速な整備に努めます。

〇広域行政の展開

①広域行政体制の確立

◆各種の広域連携体制に積極的に参画します。

②広域的な連携事業等の促進

◆広域連携事業に積極的に参画します。

○国内交流の推進

①今別町交流の拡充

◆北海道新幹線を利用した相互交流の活発化を図ります。

◆各種団体間の交流活動を継続します。

②国内地域間交流の推進

◆矢越山荘を活用した各種の交流活動を展開します。

◆ふるさと創生事業で各種の地域間交流事業を支援します。

③新しい交流をつくる

◆都市圏の新たな交流先を模索し、新たな交流活動を展開します。

④知内ふるさと会との連携強化

◆知内ふるさと東京、札幌、函館会との連携を強化しながら各会の活発化を図り、町の PR を進めます。

（２）非常用物資の備蓄促進

【脆弱性の評価】

○地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する必要がある。

○家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、３日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため道などと連携し啓発活動に取り組む必要がある。

○非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

○断水時における迅速かつ円滑な応急給水体制の整備が必要である。

【施策プログラム】

○他市町村包括交流協定

◆内陸部の地理的に離れた市町村間との「包括交流協定」や民間企業との連系協定の締結など、災害時の連系も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取り組みを促進する。

○防災体制の充実

◆災害が発生した場合の給水・防疫及び食糧供給等災害応急対策の確立を図ります。

【指標(現状値)】

・各家庭への防災備蓄に係る啓発の実施

・防災関係の協定件数

・住民自主的活動

2-2　消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

（１）防災訓練等による救助・救急体制の強化に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○地域防災計画に基づき、具体的な災害を想定した防災訓練の実施が必要である。

○道が主催する防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

○救助訓練や研修への参加による技術の向上が必要である。

○消防職員の災害対応向上のため、各種研修等による計画的な人材を育成する必要がある。

○町民に対する救命措置等の普及啓発を行う必要がある。

【施策プログラム】

○消防施設・装備の充実

①消防施設の充実

◆資機材格納庫及び老朽化する消防庁舎の改築事業を推進します。

◆防火水槽、消火栓の整備を計画的に進めます。

②消防装備の充実

◆消防車両、消防資機材の計画的な更新により装備の充実を図ります。

○火災予防の推進

①防火意識の高揚

◆各戸における消火器・火災警報器の常備を推進します。

（２）救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○救急活動の拠点となる消防庁舎の計画的な整備更新が必要である。

○消防の災害対応能力維持のため、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車などの消防車両の整備を図る必要がある。また、消防団の装備を充実する必要がある。

○救急隊員の養成、救急救命士の再教育等による知識・技術の向上が必要である。

○警察の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。

○津波等の浸水被害も想定し、孤立地域の救助・救急活動で活用可能な緊急ヘリポートの配置見直しを図る必要がある（小谷石地区、道の駅、津波被災範囲のヘリポート位置）

【施策プログラム】

○救急、救助体制の充実

◆救急資機材等の計画的な整備充実を図ります。

◆ドクターヘリと連携した迅速な搬送体制の確立を図ります。

◆救急・防災拠点施設である知内消防署庁舎を移転新築します。

【指標(現状値)】

・消防計画に基づく消防ポンプ車等の計画的な更新

・救急救命士の資格者の確保

2-3　被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

（１）被災時の医療支援体制の強化に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○亀田病院知内診療所並びに木古内町国保病院との連携により、地域医療体制の充実を図る必要がある。

○第二次医療圏での北海道の地域災害拠点病院･北海道ＤＭＡＴ(災害派遣医療チーム)がある市立函館病院との連携体制構築と連携をスムーズにするための移動、物流、情報伝達体制の整備を図る必要がある。

【施策プログラム】

○地域医療体制の充実

①地域医療連携の推進

◆身近な地域で必要な医療が受けられるよう、またより専門的な医療を要する場合、町外医療機関に安心して受診できる体制づくりに努めます。

②診療体制の充実

◆地方の医師不足、あるいは診療科の偏在により、地域医療の確保、継続は大変困難な状況にあります。医師、看護師等のマンパワー の確保と、多種多様な疾患に対応できる体制づくりに努めます。

③ドクターヘリの稼働

◆道南自治体の広域連携でドクターヘリの運航体制を支えます。

（２）災害時における福祉的支援に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○地域の民生委員との地域共助の体制づくりが必要である。

○福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所への人的支援の促進する必要がある。

○被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。

【施策プログラム】

○地域福祉の確立－ 地域包括支援ネットワークの充実

◆地域包括支援センターが中心となり、関係機関・団体等と連携して「高齢者見守り支えあいネットワーク」の構築に努めます。

○安心して暮らせる地域づくりの推進

①ネットワークづくりの推進

◆地域の民生・児童委員との連携による定期訪問等を実施し、生活相談や指導の徹底を図ります。

◆関係機関との連携により緊急時等の迅速な対応に努めます。

（３）避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

【脆弱性の評価】

○避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。

【施策プログラム】

○避難所機能の強化として、災害用トイレの備蓄や避難所となる学校のトイレの活用の検討をします。また、今後も多様なリスクに対応できるよう複合的な災害時のトイレ対策を検討します。

2-4　被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（１）防疫対策に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○災害時における感染症の発生やまん延を防止するため、定期的な予防接種を対象者が適切に受けられる体制を整備する必要がある。

○避難施設等での新型感染症などのクラスター発生を防止するための体制や設備備蓄が必要である。

【施策プログラム】

○防災体制の充実

◆災害が発生した場合の給水・防疫及び食糧供給等災害応急対策の確立を図ります。

○育児支援の実施－各種予防接種の助成

◆子のすこやかな成長と、疾病予防、感染の蔓延を予防することを目的に各種予防接種の助成をします。また、より接種しやすいよう個別接種の体制を整備検討します。

○新型感染症等対策の実施

◆新型感染症等が発生した場合、国や北海道、関係機関と連携を図りながら対策を講じます。

【指標(現状値)】

・地域医療機関の維持
・各種健診受診率の向上

2-5　観光客等の帰宅困難者の発生

（１）観光客などに対する対応強化

【脆弱性の評価】

○災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。

【施策プログラム】

○既存公園の適切な維持管理

◆既存公園等を適切に維持管理し、快適な生活空間の確保に努めます。

○墓地環境の維持

◆墓参道路等を含めた環境整備に努めます。

○道の駅の機能向上

◆旧知内駅の再活用による町の活性化に向け、情報収集と要請活動を展開します。

○スポーツ施設の整備充実

◆町内各スポーツ施設の整備充実を推進します。

○コミュニティの活性化

◆公共施設等総合管理計画に基づきながら地域住民との協働により町内会館等の適正な維持管理を図ります。

3　行政機能の確保

3-1　町内外における行政機能の大幅な低下

（１）道及び市町村の災害対策本部機能の強化

【脆弱性の評価】

○災害対策本部設置の実施と検証を行うなど、本部機能の強化に向けた取組みを行う必要がある。

○災害時における避難所運営など、職員の行動体制を構築する必要がある。

○地域防災計画の見直しや防災行動計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。

○災害応急対応や復旧対応など、総合的な防災拠点としての業務を継続するため、役場庁舎等の行政施設や浸水対策、耐震強化など計画的な整備が必要である。

○行政施設内の情報通信設備や事務機器等を想定し、被災時での非常用電源設備の整備

やLEDなどの省エネ設備や太陽光発電等の再エネ設備等の整備を図る必要がある

【施策プログラム】

○自然災害による被害の防止・縮小、強靭な地域づくりのため、建築物等の耐震化促進等の事前防災に努めるとともに、地域防災計画の見直しを行い、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。

（２）業務継続体制（ＢＣＰ）の整備

【脆弱性の評価】

○業務全体を対象とした継続体制（ＢＣＰ）について、整備を促進する必要がある。

【施策プログラム】

○業務継続計画BCP計画について検討を図ります。

（３）IT部門における業務継続体制の整備

【脆弱性の評価】

○業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続をするため、重要システムのバックアップ等の機能向上の取り組みを計画的に進める必要がある

○IT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT部門の業務継続計画（IT-BCP）の策定を促進する必要がある。

○光ケーブルや携帯基地局などのネットワークや、ＩＴ機器とデータサーバーなどの重要な情報通信インフラ設備の強靭化を図る必要がある。

【施策プログラム】

○本町の基幹系システムのサーバーは民間のデータセンターに設置していますが、データセンターの場所で災害が起こった場合、業務が停滞する恐れがありますので、災害に対し、強靭なネットワーク構築の検討を図ります。

○IT部門のBCPについて検討を図ります。

○基幹系以外の業務データについて、現在は庁舎内サーバーで管理していますが、災害時の町の業務を遂行する上で必要な情報も多くあるため、データセンターを利用するなどの取組を推進します。

（４）他自治体との広域応援・受援体制の整備

【脆弱性の評価】

○大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づいた広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【施策プログラム】

○大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、国、道、他自治体との広

域応援・受援体制の構築を図ります。

○他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備える。

4　情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

4-1　長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

（１）電力基盤の整備と電気事業者等との連系

【脆弱性の評価】

○青函トンネルを活用する新北本連系設備については、90 万 kw への容量拡大が電力会社によって実施された。本町はこの新北本連携事業の実施地域である。今後、更なる容量拡大として新々北本連携設備の検討が、国の認可法人によって計画策定プロセスとして実施されている。

○被災による停電時には、分散型電源としての電力供給機能のほか、エネルギー消費量を減らすことで、事業継続期間を長くするため、ＬＥＤ照明や廃熱利用による暖房や冷房等の機能も有するコージェネレーションシステムの導入など省エネ設備の導入を推進する必要がある。

○北海道胆振東部地震に伴う大規模停電を踏まえ、電力需給の安定や再生エネルギーの開発、導入に向け、国や電気事業者等との連携を強化する必要がある。

【施策プログラム】

○電力需要の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害発生時において停電の発生や復旧の目途などの情報を迅速に把握し、町民等へ発信するため、国・道や電気事業者との連携強化を図ります。

○災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、非常時にも対応可能な設備の導入・普及に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進します。

（２）再生可能エネルギーの導入拡大と多様なエネルギー資源の活用

【脆弱性の評価】

○本町でも取り組みが進んでいる木質バイオマスや太陽光発電や小水力発電など、各種再生可能エネルギーの導入による､エネルギーの地産地消の取組の推進が必要である。

【施策プログラム】

○環境保全・循環型社会づくりの推進

◆省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用を進めます。

○再生可能エネルギー導入の推進

◆町の特性を生かし太陽光発電や潮流発電等の再生可能エネルギー活用に向け民間事業者の進出を促進します。

○秩序ある土地利用－利用区分別土地利用

◆土地関連法を遵守した上で、未利用地有効活用に向け太陽光発電用地の利用拡大に努めます。

（３）避難所等への石油燃料供給の確保

【脆弱性の評価】

○道では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

○地域の燃料供給を担うガソリンスタンドやＬＰＧ販売店等は災害時の燃料供給拠点としての公益的役割を果たすことから、停電時での燃料供給可能とするなどの、活動継続を支援する必要がある。（ＧＳ過疎化対策や燃料備蓄）

【施策プログラム】

○石油供給関連事業者と結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、情報共有や連携を促進します。

○災害発生時の物流機能の停止を想定し、公的備蓄のほか、家庭内備蓄や自主防災組織等による地域内備蓄の取り組みを推進します。また、災害備蓄計画の見直しを行うとともに、個人や地域では賄いきれない資機材についても計画的に整備し、避難所の資機材や避難生活に必要な備蓄の配備充実を図ります。

【指標(現状値)】

・再生可能エネルギーを活用

4-2　食料の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響

（１）食料生産基盤の整備に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設の整備を着実に推進する必要がある。

○施設の老朽化対策は、防災・減災対策にもなることから漁港施設や種苗生産施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

【施策プログラム】

○農業生産基盤整備の促進－農業施設の集約化の推進【農業】

◆野菜集出荷施設再編及び共選体制に対する支援に努めます。

◆施設園芸施設の集約化に努めます。

◆スマートアグリの可能性について検討します。

○土地改良施設の維持管理・機能向上の推進【農業】

◆土地改良施設の管理体制の整備と安全対策を推進します。

◆用水路、排水施設等の農業水利施設の改修に努めます（農地防災　森越・重内・鷲の沢用水路）。

◆農業水利施設の持つ多面的機能を発揮するために、地域住民等を含めた管理参画の組織化を推進し、予防保全対策を実施して施設機能の適正な維持保全と長寿命化と、維持管理コストの縮減を図ります。

◆重内頭首工の耐震化を図り、持続的な用水配分により食料の安定供給に努めます。

○漁業資源の増大と増養殖漁業の推進

①魚礁事業の推進による漁場開発

◆魚類の蝟集と増殖を促進するため魚礁の整備を進めます。

②増養殖事業の推進

◆資源の恒常的な安定と増大を図るため、ヒラメ、クロソイ、ウニ、アワビ人工種苗の放流を進めます。

◆養殖漁場の維持に向けて、養殖係留施設の補修を進めます。

③藻場の保全と漁場管理の強化

◆藻場の保全を図るための活動を実施します。

◆近年の海水温上昇による漁獲不振に対応するため、漁場環境データの収集・解析を進め、必要な対策を検討します。

（２）農水産業の体質強化

【脆弱性の評価】

○１次産業の担い手不足による産業衰退を招かないよう、経営安定対策や多様な担い手の育成・確保が必要である。

【施策プログラム】

○強い経営組織づくり

①農業経営の改善と育成

◆野菜集出荷貯蔵施設の機能拡充を図ります。

◆農業コントラクターの利用促進を図ります。

②生産組織、農業団体の育成・強化

◆広域集出荷体制の整備に努めます。

◆協業化、集団化の推進に努め、地域集落営農組織の育成を図ります。

○農業経営体の育成

①農業経営の確立

◆点在農地の集約化と合理的作業体系の確立を図ります。

◆生産技術、経営管理研修会の実施を図ります。

②担い手・後継者・新規就農者の育成

◆生産性の高い中核農家の育成と兼業農家、高齢農家の営農支援に努めます。

◆新規就農者の受け入れ体制の強化に努めます。

◆農地の効率的利用を促進するため、他産業からの参入を検討します。

◆特定地域づくり事業協同組合制度を活用し労働力を確保します。

〇強い漁業経営基盤の構築

①漁家経営の安定化

◆生産性の高い養殖漁業を推進するため、養殖施設の整備を促進します。

◆つくり育てる漁業を推進するため、採苗・放流等の試験事業を推進します。

②担い手・後継者・新規就漁者の育成

◆担い手・後継者の確保を推進し、新規就漁者の受入体制を構築するとともに、更なる支援策について検討します。

◆担い手・後継者を中心に漁業技術の取得、漁業経営の研修等を支援します。

③安全・安心な就労環境の整備

◆過酷な労働環境を克服できる漁業就労環境の整備に努めます。

（３）食料品の販路拡大・産地備蓄の推進に係る推進事業

【脆弱性の評価】

〇６次産業の推進・新製品開発などを積極的に推進するとともに、食の高付加価値化などによる農林水産物の販路拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

〇食料の安定供給を行うため、蓄養型施設の維持・拡充が必要である。

〇災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、雪氷冷熱等を利用した産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【施策プログラム】

〇しりうちブランドの確立

①産地形成の推進

◆農水産物のブランド化に向けての取組を推進します。

◆クリーン農業を推進し、安全で安心な農畜産物の付加価値向上に努めます。

②流通、販路拡大と PR の推進

◆低コスト輸送と安定的供給体制の確立を推進します。

◆野菜集出荷貯蔵施設再編による共選体制の支援に努めます。

◆生産者と消費者との交流を促進し、農水産物の販路拡大と PR に努めます。

◆地産地消の取組みを推進します。

◆農水産物の広報宣伝活動を推進します。

〇魅力溢れる特産品の販売促進

①販売促進体制の強化

◆道の駅しりうち、かき小屋知内番屋等まちの観光施設において販売促進に努めます。

②特産品の宣伝、販路拡大、流通の推進

◆イベント等を通じ特産品の PR に努めるほか、あらゆる機会を通して販路拡大、流通の推進に努めます。

③新しい土産品の開発

◆地域資源を発掘、磨き上げをし、新たな土産品の開発を支援します。

④特産品の PR と販売促進のためのふるさと納税制度の有効活用

◆域外のふるさと納税者に対し、魅力あふれる特産品を贈ることで特産品の PR 対策を強化します。

〇「かき小屋」の効果的な運営

①特産品の販売を通じた交流の拡大

◆かき小屋の PR を強化し、特産品の販売を促進します。

②特産品を活用した新メニューの研究開発

◆飲食メニューの拡大を図り、食のスポットや飲食店、宿泊業者へも波及させ、販売促進を図ります。

〇多様な販路の開拓

①直販体制・流通対策の強化

◆水産物直販施設の開設を検討します。

②付加価値向上とブランド化の推進

◆生産者意識を高め消費者ニーズに対応した産品づくりに努めます。

◆産品の積極的な PR 活動に努めます。

◆消費者の産地見学会を実施します。

③産地情報の発信強化

◆ホームページや SNS などを活用して産地情報の発信に努めます。

◆テレビ・ラジオ等を活用した産地情報の発信に努めます。

〇商業の振興－特産品を活用した商業の推進

◆特産品開発、地域資源を活用した新たな飲食メニューの開発による町内飲食店及び宿泊業者の活性化を図ります。

【指標(現状値)】

・ニラ生産量の維持
・カキ生産量の維持
・新規就農者
・農業生産法人
・観光者数

4-3　上下水道等の長期間にわたる機能停止

（１）水道施設等の防災対策に係る推進事業

【脆弱性の評価】

〇給水機能を確保するため、浄水場などの水道施設の老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。

〇給水機能の停止に対応するため、応急復旧体制と応急給水体制の整備、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備が必要である。

【施策プログラム】

〇強靭な水道

①適切な施設の更新

◆適切な更新年数を把握し、優先順位を見極めたうえで配水管並びに浄水場施設の更新を実施します。

◆漏水対策を行い有効率の改善に努め、施設利用率の低減に努めます。

②施設の耐震化

◆更新計画と合致させながら管路の耐震化を図ります。また、各浄水場施設では地震動に対する影響を調査するため耐震診断を実施し耐震化計画を策定します。

③災害時、緊急時の給水体制の整備

◆災害発生後、短時間で水道業務が復旧出来るよう地域防災計画と連動させた上下水道 BCP(事業継続計画 H28.3.25 策定、R3.3.10 改訂）を適宜見直し、適正な運用に努めます。

◆応急給水、応急復旧の体制を充実させ、訓練により確かな行動を確認します。

◆管網のループ化に努め断水時の影響戸数の低減を図ります。

〇安心な水道

①水源水質の安全、安定性の確保

◆浄水場の水源上流部には、水源水質悪化原因はありませんが、ゲリラ豪雨等による高濁度の恐れがありますので原水濁度の監視に努めます。

◆知内、湯の里浄水場は水資源保全地域に指定されており、森林の取引には事前の届出が必要となっています。また水源地背後の森林はかん養林の役目を果たしており豊富な水量を誇り過去に水不足になったことはありませんが今後も良質で豊富な水の確保に努めます。

〇持続可能な水道

①合理的な運営による安定した事業経営

◆施設・管路の更新や耐震化などの更新費用増大に対応するため、より効率的な事業経営を図る必要があり、将来の財政計画の中で増大する更新費用を見据えた料金体系も検討します。

◆適切な資産管理を行い建設費から維持管理費までの全体費用の低減と長寿命化、そして更新費用の平準化を図ります。

②官民連携による人員確保と育成

◆水道技術の継承、人材の育成に努めながら効率的な事業運営を目指すため民間事業者の持つ技術力、人材を有効活用するために連携を図ります。

（２）下水道施設等の防災対策に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○地震時における下水道機能の確保のため、着実な整備が求められる。また、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。

○浄化槽について､老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進し、生活排水の適切な処理を推進する必要がある。

【施策プログラム】

○下水道施設の適切な維持管理－公共下水道・農業集落排水施設の維持管理と長寿命化

◆適正な施設維持管理の精査・継続を図ります。

◆施設の長寿命化実施に努めます。

○し尿の収集・処理

◆公共下水道、農業集落排水施設の接続率の向上に努めます。

◆浄化槽の設置に対する助成制度を継続します。

◆安全で効率的なし尿運搬体制やし尿処理体制の確保を図ります。

◆し尿処理施設（汚泥再生処理センター）の安全な管理運営に努めます。

○持続可能な下水道

①適切な施設の更新

◆適切な更新年数を把握し、優先順位を見極めたうえで公共下水道・農業集落排水処理施設の更新を実施します。

②災害時、緊急時の体制整備

◆災害発生後、優先実施業務を中断せず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧出来るよう地域防災計画と連動させた上下水道 BCP(事業継続計画 H28.3.25 策定、R3.3.10 改訂）を適宜見直し、適正な運用に努めます。

【指標(現状値)】

・老朽配水管の更新

・循環型社会形成推進地域計画に基づく浄化槽設置数の増加

4-4　町外道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

（１）交通ネットワークの整備に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○北海道と本州を結ぶ青函トンネルは、交通手段の基軸となるもので、陸路による高速輸送を可能とする新幹線の役割が大変重要であり、更なる高速輸送の確保や災害時に

おける対策を図るため、更には、本州方面への食料供給に欠かせない鉄道貨物輸送の機能性・安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するため、新たに第２青函トンネル構想の実現に向けて活動を進める必要がある。

【施策プログラム】

○新幹線高速走行の実現のため新たに第２青函トンネル構想の実現に向け、自治体の広域連携を図り、国への要請活動等を推進していく。

（２）高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備

【脆弱性の評価】

○生活圏の拡大に対応する利便性や、災害に対する安全性の高い道路として、地域高規格道路（松前半島道路）の早期完成を関係機関に要請する必要がある。

○函館・江差自動車道は、檜山南部や渡島西部で生産された農産物や各漁港で水揚げされた水産物の流通の利便性を高めるとともに、函館市に集中する高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における救援物資の運搬など、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するため、早急な整備が必要である。

○大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

○基幹道路である国道２２８号の防災体制及び整備促進に向けた要請活動が必要である。

【施策プログラム】

○主要幹線道路の整備－地域高規格道路の整備促進

◆関係市町が連携し、松前半島道路の整備促進のための取組を強化します。

（３）道路施設の防災対策等に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○落石や岩石崩落などの道路防災については、今後も、引き続き計画的な整備を行うよう要請する必要がある。

○橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

○道路施設毎の長寿命化計画等に基づく計画的な補修・改修の必要がある。

○農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

【施策プログラム】

○主要幹線道路の整備－国道・道道の安全対策促進

◆国道・道道において、児童の通学時の安全確保のため、通学路安全推進会議で点検と問題箇所の整備に向け、国・北海道・北海道警察とともに対策を講じます。

◆道道小谷石渡島知内停車場線の涌元・小谷石間の高波等による小谷石地区の孤立化防止に向け、対策を要望します。

◆国道中ノ川地区の海岸浸食対策を要望します。

○町道の整備

①町道の整備

◆町道は産業の振興、生活基盤の安定等の重要な役割を担っていることから、さらに交通安全対策及び通学路の安全確保に向け、計画的な整備を進めます。

②インフラの老朽化対策促進

◆道路ストック（橋梁・舗装）については、整備計画が策定されており計画に基づき点検及び修繕を実施します。

◆他の道路ストック（土工構造物等・照明・標識等）については、点検実施と老朽化に応じて修繕を進めます。

○農道の管理と整備

◆農道の良好な維持管理に努めます。

（４）広域的な公共交通の維持

【脆弱性の評価】

○自家用車の保有台数の増加などの理由から路線バスや鉄道といった地域公共交通の利用者が減少しているが、地域公共交通の維持・存続のため利用促進に取り組むことが必要である。

【施策プログラム】

○交通機関の確保と新交通システムの整備

①便利な交通機関の確保

◆生活路線バス運行の安定化を図ります。

②新交通システム（デマンドバス・コミュニティバス）の運行

◆交通利便性の確保のためデマンドバス・コミュニティバス運行の維持を図ります。

５　経済活動の機能維持

5-1　長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（１）本社機能や生産拠点等の立地

【脆弱性の評価】

○東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

【施策プログラム】

○経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、立地に向けた取り組みを促進する。

（２）企業における業務継続体制の強化

【脆弱性の評価】

○中小企業の業務継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携し、支援する必要がある。

【施策プログラム】

○商業の振興－地域商業の販売力強化および雇用の創出

◆商工会、地域金融機関など支援機関と連携しながら経営力の向上、販売促進などで販売力を高め、新たな産業の創出と屈用機会の拡 大などを図ります。

○商業活動の促進　①商工会の育成、組織強化

◆商工会と行政の連携を一層密にし、諸問題に適切かつ速やかに対応できるようにします。

○工業の振興－木材加工の推進

◆パンフレットやホームページなどを通じ知内の木材加工の PR を図ります。

○事業継承に関する文言が必要

○新型感染症等に関する文言が必要

（３）被災企業等への金融支援

【脆弱性の評価】

○国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【施策プログラム】

○商業の振興

◆商業者の事業資金のための融資制度や保証料補給制度の積極的活用を推進します。

○工業の振興

◆知内町中小企業振興保証融資制度の積極的な活用を推進します。

◆国や道などの各種融資制度や助成制度について積極的に PR を行います。

5-2　町内外及び道内外における物流機能等の大幅な低下

（１）陸路における流通拠点の機能強化

【脆弱性の評価】

○災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。

【施策プログラム】

○商工会の体制強化の支援を行い、商工業者等の協力体制の強化を図り、地域特性に応じた商業機能の充実に取り組みます。また、商工会との連携のもと、指導・相談・情報提供などを行いながら経営基盤強化を目指した人材の育成・確保に努め、技術力の向上を図ります。

（２）漁港による代替流通機能強化（道路以外の災害時ルートの確保）

【脆弱性の評価】

○町内には港湾施設がないが、３つの漁港がある。大規模災害時に陸路が閉ざされた場合、港湾の代替施設となりうるよう漁港機能の強化を行う必要がある。

【施策プログラム】

○漁業基地の充実

①漁港の整備促進

◆安全な漁業活動を確立するため、地域水産物供給基盤整備事業により漁港整備の促進を図ります。

②流通施設の機能向上

◆水産物の付加価値を増大し、安全な食品を安定的に販売するため、畜養施設及び流通施設の機能の拡充を進めます。

5-3　コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（１）北海道石油コンビナート等防災計画に基づく防災対策の推進

【脆弱性の評価】

○知内火力発電所は、石油等を備蓄していることから、大規模災害時において 2 次災害が発生する危険性があることから、関係機関と連携して安全対策を進めることが必要

である。

○「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づき、関係機関が連携し、引き続き火災予防及び災害時の応急対策等、計画に基づく効果的な取組として防災上必要な資機材を備蓄又は整備などを進めていく必要がある。

【施策プログラム】

○防災体制の充実－防災対策の推進

◆北海道石油コンビナート等特別防災区域知内地区災害対策要綱に基づき、関係機関と連携し、北海道電力株知内発電所における防災対策の充実強化を図ります。

6　二次災害の抑制

6-1　農地・森林等の被害による国土の荒廃

（１）森林の整備・保全に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備など適切な森林施業を計画的に推進する必要がある。

○森林がもつ多面的機能維持のため、エゾシカなど有害鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

【施策プログラム】

○森林の整備及び保全の推進

①地域の特性に応じた森林計画の策定及び実行管理

◆地域の関係者の連携・協力のもとで、森林整備計画の着実な実行管理を進めることにより、森林資源の適切な管理を図ります。

②間伐や伐採後の更新などによる多様で健全な森林の整備

◆健全な森林の整備を図るため、間伐等の保育を適切に実施するとともに、複層林化など、機能に応じた多様な森林の整備を進めます。

◆森林の有する多面的機能の確保のため、大面積による伐採から小面積による伐採への誘導を図るとともに、伐採後の確実な更新の確保を図ります。

③森林整備の基盤となる路網の整備

◆計画的な森林の整備や施業の集約化を図るため、林内路網の整備を進めます。

④関係者の連携によるエゾシカ被害対策の推進

◆エゾシカによる森林被害の軽減を図るため、関係機関等と連携を図りながら、総合的な被害対策を進めます。

⑤森林の持つ公益的機能の維持・増進

◆町民の安全で安心できる暮らしを守るため、水源かん養機能や山地災害防止機能等の維持・増進に配慮した適正な管理に努めます。

〇森林資源の循環利用の推進による林業・木材産業等の振興

①地域の森林づくりを担う人材の育成

◆林業就業者の確保のため、関係機関と連携しながら育成強化に努め、支援体制の構築や支援策について検討します。

◆森林経営計画の作成や集約化施業を的確に実施する森林施業プランナーの育成に努めます。

②地域材の有効利用を促進

◆「地域材利用推進方針」に基づき地域から産出され、町内で加工された木材である地域材の利用を拡大するため、公共建築物の木造化・木質化や民間事業所等への普及を促進するとともに、公共土木工事などでの間伐材等の利用を進めます。

◆住宅分野での地域材の利用を拡大するため、工務店等と連携し、住宅の内装・外装やリフォームなど、地域材を住宅の部材として効果的に活用する取組を進めます。

（２）農地・農業水利施設等の保全管理に係る推進事業

【脆弱性の評価】

〇農地がもつ国土保全機能の維持の観点から、鳥獣等から農地の荒廃を未然に防止するため、保全管理する必要があります。

【施策プログラム】

4-2 施策参照

〇治山対策の推進

①森林の整備・保全

◆町民の安全で安心できる暮らしを守るため、水源かん養機能や山地災害防止機能等の維持・増進に配慮した適正な管理に努めます。

②水源林の整備・保全

◆水道取水施設等の上流域の森林は、森林整備計画において水資源保全ゾーンとして設定し、伐採面積の縮減など良質な水の安定供給に配慮した森林施業を推進します。

〇秩序ある土地利用－利用区分別土地利用

①集落地域の土地利用

◆集落機能の維持向上に配慮した土地利用に努めます。

②農業地域の土地利用

◆農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保と有効利用を進めます。

③森林地域の土地利用

◆森林整備計画に基づき、森林の適正な管理に努めます。

（３）ダムの防災対策

【脆弱性の評価】

○大雨発生時における既設ダムの治水効果の発揮を図るため、ダム本体の改良整備や管理用制御装置等の機器の修繕・更新を実施し、ダム施設の適切な維持管理を進める必要がある。

○被災による長期停電時においても、電力を確保し、適切なダム管理を行うための方策として、既存ダムへの管理用小水力発電の導入など、幅広い観点から検討を進める必要がある。

【施策プログラム】

○河川施設・砂防施設等が老朽化により機能不全に陥った場合、本来の防災・減災機能を確保できないだけでなく、施設周辺に影響を与えるリスクが高いため、施設が本来の機能を発揮できるように適切に維持管理する

6-2　有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

（１）有害物質等の流出防止対策

【脆弱性の評価】

○災害発生時はもちろんのこと平時においても有害物質や油の拡散を防止するため、これら有害物質を使用する事業者に対して、水質汚濁防止法や土壌汚染対策法等の環境法令に基づく漏えい防止に係る基準の遵守等を指導するとともに、漏えいが発生した場合の復旧体制の整備を進めることが必要です。流出事故等に対応するため、汚染･有害物質の種類に応じた事故対応マニュアル等により迅速に措置を講ずることとし、関係機関による訓練を通じて対応や体制・装備資機材の整備等を徹底する必要がある。

○風評被害を防止するため、観光、農林水産業関係各機関からの迅速な情報収集と情報発信の体制づくりを図り、風評被害が発生した場合の対応手順等の検討等により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。

【施策プログラム】

○有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

7　迅速な復旧･復興等

7-1　災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（１）災害廃棄物の処理体制の整備に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○震災等の災害発生時の廃棄物処理について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止、早期の復旧・復興を図るため、適正かつ迅速な処理体制を構築する必要がある。

○ごみ処理関連施設の適切な維持管理及び設備の更新が必要である。

【施策プログラム】

○産業廃棄物の処理－産業廃棄物処理の強化

◆産業廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量化を強力に推進するとともに、不法投棄等の未然防止、産業廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めます。

○事業系廃棄物（副産物）の処理　①事業系廃棄物（副産物）の再利用と処理方法の検討

◆事業者には、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるべき責務が課されているところであり、事業における減量化・再生利用の推進のための協議会の設置等の指導に努めます。

（２）地籍調査の実施

【脆弱性の評価】

○災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進に努めます。

【施策プログラム】

○災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査を実施します。

7-2　復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

（１）災害対応に不可欠な建設業との連携に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業など各団体とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

【施策プログラム】

○雇用の創出－建設業のソフトランディング等への支援

◆労働力不足の解消を図るため、福祉との連携や産業間で人材を融通し、異業種で活躍する取組みを検討します。

○季節労働者対策の推進

◆季節労働者の屈用安定のための支援を行います。

（２）啓発活動等の取組推進

【脆弱性の評価】

○防火設備・危険物施設の安全確保と災害の未然防止の取り組みが必要である。
町民に対する普通救急救命講習の実施を推進する必要がある。

○災害等に備え、「防災ノート」を周知する必要がある。

○自主防災組織の育成や活動を推進する必要がある。

○火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【施策プログラム】

○防災体制の充実

①防災の予防・監視

◆自主防災組織等による防災訓練の実施を図り、防災思想の普及啓発に努めます。

◆防災用資機材の確保・整備を図ります。

②防災組織の確立

◆災害の発生時、又は発生するおそれのある場合に必要な防災組織の運用体制の確立を図ります。

◆地域における自主防災組織の育成に努めます。

○消防体制の充実

①常備消防体制の強化

◆消防職員の教育・訓練機会の充実により、資質の向上を図ります。

②消防団の活性化

◆消防団員の各種研修・訓練の充実により、資質の向上を図ります。

◆消防団員の減少に伴い、若手団員の確保に努めます。

○火災予防の推進－防火意識の高揚

◆町民の防火意識の高揚と予防指導の強化を図ります。

◆地域における自主防災組織の育成を図ります。

◆事業所などの自主防火管理体制の確立の指導を徹底します。

○学びを通じた住民主体の地域づくり

①住民ネットワーク組織の確立

◆住民の学習ニーズや地域づくり課題の把握に努めます。

◆指導者の養成を図ります。

②学びを生かした地域づくりへの提案、ボランティア活動の創出

◆学校と連携した地域学習組織づくりと学習の場づくりに努めます。

◆地域見守り活動を支援します。

③地域資源を活用した地域活性化のプログラムの充実

◆社会貢献できる学習機会の提供に努めます。

〇よりよい学びを支える環境整備

◆防災・防犯教育の充実を図ります。

◆学校の安全確保対策の充実を図ります。

〇地域ぐるみで学校を支える仕組の整備

◆郷土資料館等社会教育施設・団体と連携した活動を実施します。

〇文化的遺産の保存、整備、継承

①郷土資料館の更新

◆町民自ら学ぶ学習施設としての郷土資料館の機能充実を図ります。

②郷土資料館事業の推進

◆郷土のことを人文・自然・社会などの多方面から考える講座「知内学のすすめ」を推進します。

〇まちづくり活動の推進

①まちづくり推進体制の充実

◆異業種団体の交流活動を支援します。

◆まちづくり活動団体間の相互交流・連携と情報交換機会の拡充を図ります。

◆青年層や中学・高校生がまちづくりへ参画する機会の拡充を図ります。

◆新たなまちづくりの推進に向け、教育機関や研究機関との連携を強化します。

②女性団体間の交流・連携機会の拡充

◆見守り等の福祉活動や防災、防犯、各種ボランティア活動組織間の連携強化によりさらに輝き“活躍する女性”の育成を図ります。

〇住民参加と協働のまちづくり

①住民参加と協働のまちづくり

◆町民の多様な交流や意見交換の場とするため公共施設への交流サロンスペースの設置を検討します。

②自主防災組織との連携強化

◆各町内会の自主防災組織の活動を支援します。

③ボランティアの育成

◆ボランティア人材を育成します。

〇コミュニティの活性化

①自治意識の高揚

◆地域の連帯感や相互扶助意識の高揚による地域づくりの推進を図ります。

②地域づくり活動への支援

◆コミュニティ事業による地域活動を支援します。

③住民と行政との協働

◆防災情報配信システムの機能を活用した町内会ごとの情報伝達機能の充実に努めます。

（３）行政職員の活用促進に係る推進事業

【脆弱性の評価】

○災害時等における北海道及び市町村相互の共生の維持が必要である。

○災害対策本部に係る研修や訓練等を実施する必要がある。

○職員研修による個々の能力向上を図ることが必要である。

○民間企業等の資機材の提供が受けられるような協定を締結する必要がある。

【施策プログラム】

○職員の災害時対応として、ドローンの活用による災害時調査技術の習得を推進

○教職員研修及び住宅の整備－教職員研修及び住宅の環境整備の推進

◆教員住宅の環境整備を推進します。

◆教職員の資質向上のための研修支援制度を充実します。

（４）技術職員による応援体制　民間技術者

【脆弱性の評価】

○道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため、道と一定の規模以上の道内市町村による連絡会議が設置されており、引き続き連絡会議の枠組みを活用した応援体制の強化を図る必要がある。

【施策プログラム】

○信頼される行政の確立－職員の資質向上

◆職員の資質向上を図るため各種研修機会の充実に努めます。

【指標(現状値)】

・災害協定数の増加

・職員研修の維持

7-3　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（１）普及復興事業のための技術職員の生活環境整備

【脆弱性の評価】

○町内には知内火力発電所、北本連系線、北海道新幹線、青函トンネルなど、北海道と本州間の物流とエネルギー供給を結ぶ重要施設が配置されている。これらが被災した際には多くの、専門技術者を動員した復興作業が必要となるため、一時的な人口増への対応を図る必要がある。事務所や宿舎用地の確保支援が必要である。

【施策プログラム】

○公共用地の利用と確保

①町有地の有効利用

◆未利用町有地の有効な利用を検討します。

②公共用地の確保

◆将来の行政需要を想定し、公共用地の計画的な確保に努めます。

第５章　計画の推進管理

１　計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」との調和を図りながら、第７次知内町まちづくり総合計画の期間と同じく８年間（令和８年度から令和 15 年度）とする。

また、本計画は、知内町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

２　計画の推進方法

２－１ 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- 当該施策に関する庁内の所管課、国の関係府省庁、道の関係部局
- 計画期間における施策推進の状況
- 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- 当該年度における予算措置状況
- 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項

２－２ ＰＤＣＡサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというＰＤＣＡサイクルを構築し、知内町の強靱化のスパイラルアップを図っていく。

３　推進体制

３－１ 推進体制の構築

計画の推進に当たっては、町のみならず国・道等の関係者が総力をあげて、施策を総合的かつ効果的に実施することが不可欠である。
また、地域の実情を踏まえた計画の推進管理を行うため、定期的に施策の進捗状況や課題等の整理を行い、知内町全体の計画推進に反映させる。

３－２ 予算確保に向けた国・道への要望

町においては、国の対策等を活用し、国や道と一体となった取組みを図ることが必要であり、地域の実情に沿った対策が図られるよう、予算確保に向けて国・道へ要望等を働きかけていく。

３－３ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

SDGs の目標達成に向けた国土強靭化の取組みについて、国では「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成 28 年 12 月策定）の８つの優先課題のうち、「４.持続可能で強靭な国土と室の高いインフラの整備」として示し、目標達成に向け、各施策を推進している。

知内町においては、第 7 次知内町まちづくり総合計画におけるまちづくりテーマを「かがやきは、ここから。～「つながる力、ひろがる未来」～」としており、当計画に掲げる施策の推進は、第 7 次知内町まちづくり総合計画と整合性を図って推進しており、「持続可能な開発目標（SDGs)」達成に資するものである。